

令和8年度 津南町立津南中学校いじめ防止基本方針

(平成25年12月策定)

(平成31年4月改定)

(令和3年4月一部改定)

(令和5年4月一部改定)

(令和8年4月一部改定)

はじめに

この津南町立中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する（「法」第2条より）。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。「津南中学校いじめ防止学習プログラム」

③ 校内研修等において、学校基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の取組及び措置

① 設置の目的

法の第22条を受け、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ防止対策委員会」（不登校対策を兼ねる。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・関係学年部職員、養護教諭

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

④取組

- ア いじめの早期発見に関すること。「週1回のアンケート調査、定期教育相談・チャンス相談等」
- イ いじめの未然防止に関すること。
- ウ いじめを生徒や保護者、地域住民の理解を深めること。
- エ 会議は、生徒指導部会を隔週で開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。
- オ いじめの認知から3か月を目安に、いじめの経過を把握し、解消しているかどうかを判断する会議を開催する。

⑤いじめ発生時の措置

- ア 「これはいじめかもしれない」と判断した場合、当該職員は、速やかに関係する生徒の学級担任又は学年主任に報告し、学年部が該当生徒から聴き取りを行う。
- イ 学年主任は聴き取った内容を生徒指導主事・管理職に報告する。必要があれば速やかに管理職が、「いじめ防止対策委員会」を招集し、対応を決定する。
- ウ 被害生徒から複数で聴き取り事実確認を行う。加害生徒についても複数で聴き取りを行う。
- エ 状況に応じて、傍観者からも聴き取りを行う。
- オ 事実確認ができ次第、直ぐに関係職員間で情報共有を行い、関係生徒に必要な支援・指導を行う。
- カ 町教育委員会に報告・相談する。
- キ いじめを受けた生徒の保護者にはその日のうちに家庭訪問を行い、事実と当面の対応策を説明（複数で）して保護者の理解を得るとともに、今後の学校との連携について誠心誠意伝え、理解を得る。また、いじめを行った生徒の保護者に対しても同様の対応を行う。

◇被害生徒の保護者への対応5段階

- ・学校側から本件について謝罪する。
- ・学校が把握した事実を伝える。
- ・いじめが行われていた間の家庭での様子を聞く。
- ・保護者の思いを傾聴する。
- ・今後の方針を伝える。

◇加害生徒の保護者への対応5段階

- ・いじめの加害行為があったことを伝える。
- ・学校としていじめを発生させたことを謝罪する。
- ・必要に応じて、家庭での様子を聞く。
- ・被害者側に謝罪してもらうように促す。
- ・今後の方針を伝える。

ク いじめの認知から3か月を目安に、いじめ防止委員会で解消について判断する。

ケ 傍観者を含むその他の生徒に対しては、学級指導、全校集会、部活動等において、関係する生徒とその保護者に対するプライバシーに特段の配慮をし、当該事案の説明及び指導を行う。

(4) 家庭・地域との組織的な連携・協働

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等第9条）

P T A総会において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校の基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。

② 情報発信及び基本方針の周知

いじめ見逃しゼロスクール集会(絆集会)などの様子等を学年だより、ホームページ等に掲載する。

③ 学校運営協議会との連携・協力

いじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取組を進める。

(5) 関係機関等との連携

① 警察、児童相談所、町教育委員会、子育て支援課等との連携

② 中学校区幼保小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 人権学習強調月間（6月、11月）での取組

- ・全学年での人権にかかわる学習、人権講演会
- ・生徒会によるいじめ見逃しゼロ宣言、いじめ見逃しゼロにかかわる授業

② 道徳教育の充実「道徳教育全体計画・道徳教育における学級における指導計画」

③ 社会性の育成

- ・WEBQ-U検査の結果に基づいた学級づくり、望ましい人間関係づくりトレーニングの導入
- ・小学校との連携と交流を深め、小学校からの9年間を見通した社会性の育成
- ・地域の人々との交流活動「地域貢献活動、地域人材を活用した授業、地域芸能祭・運動会への参加等」

④ 生徒会を中心にしたいじめ防止に関する活動

- ・月1回のあいさつ運動
- ・いじめ見逃しゼロにかかわる各専門委員会の取組

⑤ 中1ギャップ解消の取組

- ・小中が連携し、各分野で交流を図る。「みらい教室、あいさつ運動、オープンスクール等」

⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

⑦ インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会等の機会に実施する情報モラル教育及び普及啓発が、より効果的に行われるように関係機関等と連携して支援する。

(2) いじめの早期発見のための取組

① 生徒の状況把握「日常の観察、心のアンケート（毎週水曜日実施）、教育相談前のアンケート調査」

② 教育相談の充実（4月、6月、9月、11月、1月）

③ 保護者、地域との連携「電話での定期連絡・家庭訪問、学年だより、地域からの情報等」

(3) いじめへの即時対応の取組

① 町教育委員会への報告

② 組織を活用した状況調査

③ いじめられている子どもの保護

④ いじめをしている子どもへの指導

⑤ いじられている子どもの保護者への対応

⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応

⑦ その他の生徒に対する対応

(4) 記録の保存

調査、報告資料等の記録は5年間保存する。生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制を取る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等を想定
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合なども含む。

(2) 重大事態発生時の対応

ア 直ちに警察へ相談・報告を行う他、適切に援助を求める。

イ 町教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆ 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を町教委に報告する。
- オ 町教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆ 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

- ※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に当たる。